



志摩市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 30 日

志摩市長

橋爪政直

志摩市条例第 25 号

志摩市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正
する条例

志摩市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例(平成 16 年志摩市
条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 19 条第 1 項第 1 号へ」を「第 18 条の 3 第 1 項第 6
号」に改める。

第 4 条中「第 21 条第 2 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

第 12 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 1 号ト」を「第 18 条の 3 第 1 項第 7
号」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。